



# 鳥取県公報

平成 19 年 6 月 26 日 (火)  
号外第 98 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部を改正する規則 (61) (住宅政策課) . . . . . 3

## ==== 公布された規則のあらまし ====

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部改正について

## 1 規則の改正理由

租税特別措置法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 次の規則の規定について、規則中引用している租税特別措置法の根拠条項を改める等、所要の改正を行う。

ア 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則

イ 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則

ウ 鳥取県事務処理権限規則

(2) (1)のイの規則の規定について、規則中引用している建築基準法の根拠条項を改める。

(3) 施行期日は、公布日とする(1)の一部及び(2)を除き、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行日とする。

# 規 則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第61号

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則等の一部を改正する規則

（土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則の一部改正）

第1条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則（昭和49年鳥取県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八</u>及び第63条第3項第5号イの規定に基づく認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（認定の申請の手続）</p> <p>第2条 認定を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に、優良宅地認定申請書（様式第1号）を知事（<u>鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。</u>）に提出しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>（認定に基づく地位の承継）</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八</u>及び第63条第3項第5号イの規定に基づき知事が行う認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（認定の申請の手続）</p> <p>第2条 認定を受けようとする者は、宅地の造成に着手する前に、優良宅地認定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>（認定に基づく地位の承継）</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の一般承継</p>

人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者（法第31条の2第2項第15号八の規定に基づく認定に係る場合にあっては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。）は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書（様式第4号）により知事に届け出て、その地位を承継することができる。

人又は認定を受けた者から当該宅地の造成区域内の土地の所有権その他当該宅地の造成を施行する権原を取得した者（法第31条の2第2項第14号八の規定に基づく認定に係る場合にあっては、それぞれ同号の個人又は法人に限る。）は、第6条第1項の証明書の交付の申請をするまでの間に限り、その承継について地位承継届出書（様式第4号）により知事に届け出て、その地位を承継することができる。

様式第1号（第2条、第9条関係）

優良宅地認定申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所 氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)
--	-------------------------

略

備考 略

様式第2号（第6条関係）

優良宅地証明申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号八、第62条の3第4項第15号八、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、

年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

様式第1号（第2条、第9条関係）

優良宅地認定申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、優良な宅地の供給に寄与する造成であることの認定を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所 氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	証紙はり付け欄 (消印は、しないこと。)
--	-------------------------

略

備考 略

様式第2号（第6条関係）

優良宅地証明申請書

租税特別措置法(第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八、第63条第3項第5号イ)の規定に基づき、

年 月 日付第 号をもって認定を受けた宅地の造成につき、認定の内容に適合している旨の証明を申請します。

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申請者 住所

氏名 ㊟

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

備考 略	備考 略
------	------

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正)

第2条 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二</u>及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の申請の手続)</p> <p>第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書(別記様式)を知事(<u>鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条の規定により設置された住宅政策課の長。以下同じ。)</u>)に提出しなければならない。ただし、<u>法第31条の2第2項第16号二</u>の規定に基づく認定(以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。)に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であって、当該認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(13) 略</p> <p>(14) 住宅が建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別記第2号様式に規定する高床式住宅であって、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証を有しない場合にあっては、<u>同法第2条第33号</u>に規定する特定行政庁の当該住宅が当該高</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第28条の4第3項第6号、<u>第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二</u>及び第63条第3項第6号の規定に基づく認定(以下「認定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定の申請の手続)</p> <p>第2条 認定を受けようとする者は、住宅を新築した後に、優良住宅認定申請書(別記様式)を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第31条の2第2項第15号二</u>の規定に基づく認定(以下「長期譲渡所得課税の特例制度に係る認定」という。)に係る申請書の提出は、住宅の新築の工事に着手した後であって、当該認定が可能な程度に工事が進ちよくしている場合においては、当該工事の完了前においても行うことができる。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)~(13) 略</p> <p>(14) 住宅が建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別記第2号様式に規定する高床式住宅であって、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証を有しない場合にあっては、<u>同法第2条第32号</u>に規定する特定行政庁の当該住宅が当該高</p>

床式住宅に該当するものである旨を証する書類で  
床面積の記載のあるもの

(15) 略

別記様式（第2条、第3条関係）

優良住宅認定申請書

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号	証 紙 は り 付 け 欄 （ 消 印 は 、 し な い こ と 。）
	第31条の2第2項第16号二	
	第62条の3第4項第16号二	
	第63条第3項第6号	
の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与 する新築であることの認定を申請します。		
年 月 日		
職 氏 名 様		
郵便番号		
申請者	住所	は
	氏名	、
	(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)	し な い こ と 。）
略		

備考 1～3 略

- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第16号二の規定に基づくものでない場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。
- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第16号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。

床式住宅に該当するものである旨を証する書類で  
床面積の記載のあるもの

(15) 略

別記様式（第2条、第3条関係）

優良住宅認定申請書

租税特別措置法	第28条の4第3項第6号	証 紙 は り 付 け 欄 （ 消 印 は 、 し な い こ と 。）
	第31条の2第2項第15号二	
	第62条の3第4項第15号二	
	第63条第3項第6号	
の規定に基づき、優良な住宅の供給に寄与 する新築であることの認定を申請します。		
年 月 日		
職 氏 名 様		
郵便番号		
申請者	住所	は
	氏名	、
	(法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)	し な い こ と 。）
略		

備考 1～3 略

- 4 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づくものでない場合には、「都市計画区域の名称」及び「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。また、同号二の規定に基づくものであっても中高層の耐火共同住宅の申請でない場合には「中高層耐火共同住宅の階数」の欄への記載は、必要ない。
- 5 申請が租税特別措置法第31条の2第2項第15号二の規定に基づく一団の住宅に係るものである場合にあっては、それぞれの住宅について別紙2に記載し、「新築住宅の所在地及び名称」、「住宅の床面積」及び「住宅の敷地面積」の欄には当該一団の住宅の所在地及び名称、床面積の合計及び敷地面積の合計を記載すること。また、「住宅の構造」及び「住宅の建築費」の欄への記載は、必要ない。

<p>6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第16号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。</p> <p>7 住宅が建築基準法施行規則別記第2号様式に規定する高床式住宅である場合にあっては、床下部分以外の部分の面積を「住宅の床面積」及び別紙2の「住宅の床面積」の欄に記載すること。</p> <p>8 略</p> <p>別紙1及び別紙2 略</p>	<p>6 申請が、既に租税特別措置法第31条の2第2項第15号ニの規定に基づく認定を受けた住宅についての同法第28条の4第3項第6号又は第63条第3項第6号の規定に基づく認定の申請である場合にあっては、その旨及び既に受けた認定番号を摘要欄に記載すること。</p> <p>7 住宅が建築基準法施行規則別記第1号様式の第1号様式副本に規定する高床式住宅である場合にあっては、床下部分以外の部分の面積を「住宅の床面積」及び別紙2の「住宅の床面積」の欄に記載すること。</p> <p>8 略</p> <p>別紙1及び別紙2 略</p>
---	---

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

第3条 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後										改正前																			
別表第2(第3条 第4条 第5条 第6条 第8条 第11条関係)																													
個別事項に係る事務処理権限																													
所 属 名	種 類	内 容	事務処理権限の区分								地 方 機 関 の 長 の 名 称	所 属 名	種 類	内 容	事務処理権限の区分								地 方 機 関 の 長 の 名 称						
			専 決 権 者				委 任 決 権 者								専 決 権 者				委 任 決 権 者										
			知事	部長	課長	の長	知事	部長	課長	の長					知事	部長	課長	の長	知事	部長	課長	の長							
略																													
住宅																													
政九 租税特別措置法(昭和22年法律第26号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)																													
1		同法第28条の4第31項第5号イ、第31条の2第21項第15号ハ、第22条の3第41項第15号ハ又は第63条第31項第5号イの規定による優良な宅地の認定																		1	同法第28条の4第31項第5号イ、第31条の2第21項第10号ハ、第22条の3第41項第10号ハ又は第63条第31項第5号イの規定による優良な宅地の認定								
2		同法第28条の4第31項第6号、第31条の2第21項第16号ニ、第22条の3第41項第16号ニ又は第63条第31項第6号の規定による優良な住宅の認定																		2	同法第28条の4第31項第6号、第31条の2第21項第11号ニ、第22条の3第41項第11号ニ又は第63条第31項第6号の規定による優良な住宅の認定								
3		略																		3	略								
十一~十七 略																													
略																													

## 附 則

この規則は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。ただし、第1条中土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則第2条第1項の改正並びに第2条中土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則第2条第1項本文、同条第2項第14号及び別記様式の備考7の改正は、公布の日から施行する。